

## 事業計画書目次

[健康福祉局]

7款 6項 2目

(単位:千円)

計画 書頁	事業名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規 ・ 拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	総合保健医療センター運営事業	1,053,733	1,050,123	975,633	972,097	78,100	78,026	
2	スポーツ医科学センター運営事業	618,198	617,795	659,180	658,812	△ 40,982	△ 41,017	
3	健康診査事業	1,472,573	178,984	1,184,412	141,970	288,161	37,014	
4	C型肝炎等対策事業	213,241	74,511	139,245	48,607	73,996	25,904	
5	療養援護対策事業	59,169	59,016	54,536	54,387	4,633	4,629	
6	骨髓移植等普及推進事業	5,214	3,114	5,214	3,114	0	0	
7	地域保健推進事業	5,337	5,337	5,467	5,467	△ 130	△ 130	
8	公害健康被害補償・環境保健事業	467,900	12,493	481,490	7,002	△ 13,590	5,491	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
	計	3,895,365	2,001,373	3,505,177	1,891,456	390,188	109,917	

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6
歳出予算科目	一般会計	7 款 6 項	2 目	政策群番号	06	施策群番号 14
事業名称	総合保健医療センター運営事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	1,053,733	1,391	0	2,219	0	1,050,123
令和7年度	975,633	1,414	0	2,122	0	972,097
増▲減	78,100	▲23	0	97	0	78,026

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	845,823	893,391	1,053,733	1,053,733
	市債+一般財源	843,331	889,845	1,050,123	1,050,123
決算	事業費	872,847	907,643	1,050,274	1,050,123
	市債+一般財源	869,394	904,293		

事業概要 (アクティビティ)	要援護高齢者及び精神障害者等が地域社会で在宅生活を医療及び福祉の向上から専門的・総合的に支援することを目的とする横浜市総合保健医療センターの管理運営業務を指定管理者制度により行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施設利用者数	単位	目標	74,122	73,905	70,000	70,000	70,000	70,000
	人	実績	64,786	65,751				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
他施設で受け入れが難しい高齢精神障害者等の介護老人保健施設での受け入れ人数	単位	目標	-	6	7	8	8	8
	人	実績	-	6				
事業目的	横浜市総合保健医療センターの運営を通じて、要介護高齢者、認知症の高齢者等の要援護高齢者及び精神障害者が住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助並びに、これらの人々を支えている地域医療等への支援を行い、市民の保健、医療及び福祉の向上並びに健康の保持及び増進に寄与することを目的としています。 また、精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援の3事業が相互に連携し適切なサービスをすることで、要援護者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるようになることが期待されます。							
背景・課題	横浜市総合保健医療センターは、要援護高齢者や精神障害者の在宅での生活支援を目的に平成4年に設立されました。今後、社会環境や高齢者ニーズの変化に合わせた高齢者支援施設のサービスの提供が求められる中で、市民にとって将来にわたって必要な公共性のあるサービスを継続する必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市総合保健医療センター条例、横浜市総合保健医療センター条例施行規則							
根拠・データ等	精神障害者保健福祉手帳所持者：令和5年(46,975人)、令和6年(50,211人)、令和7年(53,675人) 要支援・要介護認定者：令和5年(183,433人)、令和6年(189,667人)、令和7年(195,890人) ※各年3月末時点の人数を記載  認知症高齢者数：平成27年(約13.9万人)、令和2年(約16.8万人)、令和7年(約19.9万人) ※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計 ※平成27年度国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)を基に算出							
事業スケジュール	○事業経緯 ・業務委託 平成4年10月1日から平成18年6月30日まで ・指定管理者制度 第1期 平成18年7月1日から平成23年3月31日まで 第2期 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで 第3期 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで 第4期 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 第5期 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  ○令和8年度事業スケジュール 4月1日：横浜市総合保健医療センターの管理に関する年度協定書の締結 通年：横浜市総合保健医療センターの管理運営、各事業の評価分析							
事業開始年度	平成4年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 総合保健医療センター運営事業(施設運営費)	1,053,733	975,482	78,251	電子カルテシステムの更新等に伴う増
	2 総合保健医療センター運営事業(選定評議委員会)	0	151	▲151	選定評議委員会を開催しないことに伴う減
	細事業合計	1,053,733	975,633	78,100	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 石津 雄一郎	係長 有岡 侑希	
--	-----------	----------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策群番号	03
事業名称	スポーツ医科学センター運営事業							施策群番号	05

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	618,198	0	0	403	88,000	529,795
令和7年度	659,180	0	0	368	90,000	568,812
増▲減	▲40,982	0	0	35	▲2,000	▲39,017

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	721,713	801,959	618,198	618,198
	市債+一般財源	721,386	801,591	617,795	617,946
決算	事業費	786,449	761,713		
	市債+一般財源	786,418	761,345		

事業概要 (アクティビティ)	スポーツ医科学に基づき、健康状態や体力に応じたスポーツプログラムを提供するとともに、スポーツを疾病の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力の向上を図るための市内唯一の施設である横浜市スポーツ医科学センターの管理運営を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
スポーツ外来・リハビリテーションの利用者数	単位	目標	86,220	86,330	86,440	86,550	86,660	86,770
	人	実績	81,172	86,660				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
利用者アンケートの満足度調査（非常に満足している、満足しているの回答率）	単位	目標	90	90	90	90	90	90
	%	実績	91.9	94.3				
事業目的	スポーツ医科学センターは、市内では唯一、かつ全国でも有数のスポーツ医科学の拠点です。超高齢社会に対応した「市民の健康づくりの推進」の観点と「競技選手の競技力向上」の面からも当施設の重要度は今後ますます高まっていくと考えます。							
背景・課題	<p>次の事業を通じて、市民の健康寿命の延伸に寄与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツプログラムサービスの提供</li> <li>(2) 運動療法に係る検査、診断及び指導</li> <li>(3) スポーツ医科学の知識を有するスポーツ指導者の養成</li> <li>(4) スポーツ医科学に関する研究</li> <li>(5) スポーツ医科学に関する情報の収集及び提供</li> <li>(6) センターの施設の提供</li> <li>(7) その他の前各号に準ずる事業</li> </ul> <p>開設から25年以上が経過し、施設や医療機器・測定機器等の老朽化が著しく進んでいます。今後も安全で正確な治療、測定と的確な運動指導を行い、市民、アスリートの信頼に応えていくために、老朽化箇所の修繕工事、医療機器類の更新を行い、市民の健康を支える施設としての機能強化に取り組んでいきます。</p> <p>スポーツ版人間ドックの企業向けメニュー創設など企業の健康経営を支援するとともに参加者への健康保持・増進のためのフォロー事業（減量脂肪燃焼教室、筋力向上、姿勢改善教室等）の充実を図り、子どもから大人まで幅広い世代の運動支援・健康支援を実施し、健康横浜21で掲げる健康課題の改善につなげる取り組みをより効果的に推進していきます。</p>							
根拠法令・方針決裁等	横浜市スポーツ医科学センター条例、横浜市スポーツ医科学センター条例施行規則、第3期健康横浜21							
根拠・データ等	健康寿命 男性70.93歳（平成22年度）72.60歳（令和元年度）<全国>72.57歳（令和4年度）国民生活基礎調査より 女性74.14歳（平成22年度）75.01歳（令和元年度）<全国>75.45歳（令和4年度）国民生活基礎調査より							
事業スケジュール	<p>○事業経緯 ・業務委託 平成10年4月1日から平成18年3月31日まで</p> <p>・指定管理者制度 第1期 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで 第2期 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで 第3期 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで 第4期 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 第5期 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>○令和8年度事業スケジュール 4月1日：横浜市スポーツ医科学センターの管理に関する年度協定書の締結 通年：横浜市スポーツ医科学センターの管理運営</p>							
事業開始年度	平成10年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1) スポーツ医科学センター運営事業（施設運営費）	618,198	659,029	▲40,831	修繕内容が異なることに伴う減
	2) スポーツ医科学センター運営事業（選定評議委員会）	0	151	▲151	選定評議委員会を開催しないことによる減

細事業合計	618,198	659,180	▲40,982
-------	---------	---------	---------

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 石津 雄一郎	係長 有岡 侑希	
--	--------------	-------------	--

令和8年度 事業計画書

(单位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	1,472,573	19,224	0	1,274,365	0	178,984
令和7年度	1,184,412	17,304	0	1,025,138	0	141,970
増▲減	288,161	1,920	0	249,227	0	37,014

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	874,624	1,058,241	1,619,304	1,822,373	2,047,960
	市債+一般財源	35,919	53,093	201,392	233,289	267,213
決算	事業費	945,893	1,116,554			
	市債+一般財源	31,341	126,959			

事業概要 (アクティビティ)		<p>(1)横浜市健康診査事業 後期高齢者医療被保険者及び40歳以上の生活保護受給者等を対象に、血液検査・尿検査を中心とした健康診査を実施医療機関において無料で実施します。 なお、本事業は平成19年度まで40歳以上の市民を対象に実施していた基本健康診査を引き継いで実施するものです。</p> <p>(2)オーラルケア推進事業 満20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の市民を対象に、歯周病検診を実施医療機関で実施します。</p>							
事業指標① (アウトプット)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
横浜市健康診査受診者数	単位	目標	73,000	86,500	97,600	119,000	133,900	150,800	169,800
	人	実績	81,564	93,815					
事業指標② (アウトカム)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
横浜市健康診査受診者数	単位	目標	73,000	86,500	97,600	119,000	133,900	150,800	169,800
	人	実績	81,564	93,815					

事業目的	<p>(1)横浜市健康診査事業 心臓病や脳卒中などの循環器疾患を中心とした生活習慣病予防対策のひとつとして、これらの疾患で医療を要する者の早期発見と、診査結果に基づき、健康に関する正しい知識の普及を目的とします。</p> <p>(2)オーラルケア推進事業 歯周病と生活習慣病などの全身疾患との関連に着目し、歯周病検診を始めとした予防の啓発に取り組み、生涯を通じたオーラルケアの推進を図ります。</p>
背景・課題	<p>(1)横浜市健康診査事業 健診を受けることは疾病の予防発見につながるとともに、自身の生活習慣を振り返るために大変重要ですが、他の自治体と比較して受診率が低い現状です。制度の周知等を行うためにナッジ理論を活用した個別勧奨等による広報の拡充を行うなど、受診率向上に向けた取組をより一層進めていく必要があります。 また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施にあたって、健診データ等を活用した地域の健康課題の分析と支援すべき対象者の把握が求められており、受診率が向上することで効率的に保健事業の実施をサポートすることが可能となります。</p> <p>(2)オーラルケア推進事業 歯周病検診についても、受診率が低い状況を踏まえ、歯周病の予防と早期発見を推進するための受診率向上に向けた取組をより一層進めていく必要があります。</p>

高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、第3期健康横浜2.1

根拠・データ等	<p>(1) 横浜市健康診査事業          高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づき、後期高齢者被保険者に対する健康診査の実施は広域連合の努力義務となっていますが、広域連合が直接被保険者に対して健康診査を実施することが困難なため、神奈川県後期高齢者医療広域連合から実費費用の補助を受ける形で、横浜市が実施します。          また、健康増進法に基づき、40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付制度適用者に対し、健康診査を実施します。          令和6年度健康診査受診者数          (後期高齢者被保険者) 受診者数：90,434人          (生活保護受給者等) 受診者数：3,381人</p> <p>(2) オーラルケア推進事業          健康増進法で取り組むべき疾患として位置づけられた歯周病に関する正しい知識を広めるとともに、歯周病の予防と早期発見の推進のため、歯周病検診を実施します。          令和6年度歯周病検診受診者数：2,310人</p>
---------	--

事業スケジュール	<p>(1) 横浜市健康診査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経緯 昭和39年度：事業開始 平成30年度：対象者要件の拡充</li> <li>・令和8年度事業スケジュール 通年：健康診査を実施医療機関にて実施 5月：74歳の方の横浜市国保特定健診受診券に横浜市健康診査の制度案内チラシを同封し周知 5月：75歳の方へ個別勧奨券を送付し周知 7月：後期高齢者医療被保険者全員へ個別に送付している保険料額決定通知書に案内チラシを同封し周知</li> </ul> <p>(2) オーラルケア推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経緯 平成15年度：事業開始 令和7年度：対象年齢（満20歳、30歳）の拡大</li> <li>・令和8年度事業スケジュール 通年：歯周病検診を実施医療機関にて実施 5月：横浜市国保特定健診受診券に歯周病検査案内チラシを同封し周知 6月：11月：10歳、60歳の方へ個別に送付し周知</li> </ul>
----------	---

事業開始年度	昭和39年度				
細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	(単位:千円) 増減説明
	1 横浜市健康診査事業	1,434,842	1,157,154	277,688	受診者数増に伴う増
	2 オーラルケア推進事業	37,731	27,258	10,473	受診者数増に伴う増
	細事業合計	1,472,573	1,184,412	288,161	
	本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 石津 雄一郎	係長 有岡 侑希		

令和8年度 事業計画書

(单位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	213,241	138,555	175	0	0	74,511
令和7年度	139,245	90,463	175	0	0	48,607
増▲減	73,996	48,092	0	0	0	25,904

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	162,108	135,300	208,449	208,449	208,449
	市債+一般財源	56,700	47,225	72,834	72,834	72,834
決算	事業費	145,507	161,612			
	市債+一般財源	40,107	73,295			

- ・令和8年度事業スケジュール  
通年：申請の受付
- (4)陽性者フォローアップ事業
  - ・事業経緯  
平成27年度：事業開始
  - ・令和8年度事業スケジュール  
フォローアップ事業のご案内及び同意書送付（年3回実施）  
令和7年12月～令和8年3月受診者：5月発送予定  
令和8年4月～令和8年7月受診者：9月発送予定  
令和8年8月～令和8年11月受診者：1月発送予定

事業開始年度	平成14年度				
--------	--------	--	--	--	--

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
	1 普及・啓発（肝炎講演会・相談会）	100	100	0	
	2 肝炎ウイルス検査事業	212,967	139,007	73,960	受診者数増に伴う増
	3 肝炎治療医療費助成事業	18	18	0	
	4 陽性者フォローアップ事業	156	120	36	送付者数増に伴う増
	細事業合計	213,241	139,245	73,996	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	石津 雄一郎	係長	有岡 侑希	
--	----	--------	----	-------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	5
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策群番号	03
事業名称	療養援護対策事業							施策群番号	90

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	59,169	0	111	42	0	59,016
令和7年度	54,536	0	106	43	0	54,387
増▲減	4,633	0	5	▲1	0	4,629

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	58,172	53,010	58,733	58,733
	市債+一般財源	58,011	52,850	58,583	58,583
決算	事業費	51,592	54,750		
	市債+一般財源	51,468	54,618		

事業概要 (アクティビティ)	市内に在住する原子爆弾被爆者及び被爆者の子に対し、援護費、療養費及び医療費の助成を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
援護費支給対象者	単位	目標	880	850	760	720	710	700
	人	実績	763	719				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	市内に在住する原子爆弾被爆者及び被爆者の子に対し、援護費、療養費及び医療費の助成を行うことにより、対象者の健康不安の緩和、健康保持、向上を図ります。							
背景・課題	原子爆弾により被害を受けた被爆者及び被爆者の子が、現在も疾病等で苦しんでいる状況に対して、本市として援護費や医療費等を助成するなど、支援の必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市原子爆弾被爆者援護費支給要綱、横浜市原子爆弾被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成要綱、横浜市原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成要綱							
根拠・データ等	神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、3市以外）での実施状況 (1)被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成 横浜市（月額3,000円を限度）、川崎市（月額3,000円を限度）、相模原市（月額5,000円を限度）、3市以外（月額3,000円を限度）で実施 (2)被爆者の子に対する医療費助成 県内全市で実施							
事業スケジュール	(1)被爆者援護費支給 ・事業経緯 平成16年度：事業開始 ・令和8年度事業スケジュール 通年：申請の受付 12月頃：支給  (2)被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成 ・事業経緯 昭和57年度：事業開始 ・令和8年度事業スケジュール 通年：申請の受付 5、8、11、2月：助成  (3)被爆者の子に対する医療費助成 ・事業経緯 昭和52年度：事業開始 ・令和8年度事業スケジュール 通年：申請の受付、助成							
事業開始年度	昭和53年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 原子爆弾被爆者援護費支給	7,314	7,720	▲406	受給者見込み人数の見直しによる減

細事業(事業内訳)	2	原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成	1,296	1,394	▲98	助成見込み月数の見直しによる減
	3	原子爆弾被爆者の子医療費助成	50,559	45,422	5,137	実績による助成費の増
		細事業合計	59,169	54,536	4,633	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	石津 雄一郎	係長	有岡 侑希	
--	----	--------	----	-------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7
歳出予算科目	一般会計	7 款 6 項	2 目	政策群番号	03	施策群番号 05
事業名称	骨髓移植等普及推進事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	5,214	0	2,100	0	0	3,114
令和7年度	5,214	0	2,100	0	0	3,114
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
				5,214	5,214	5,214
予算	事業費	7,528	5,213	3,114	3,114	3,114
	市債+一般財源	4,168	3,113			
決算	事業費	4,955	3,958	3,114	3,114	3,114
	市債+一般財源	3,275	2,488			

事業概要 (アクティビティ)	骨髓ドナー登録の推進、骨髓提供者への助成、臓器提供・移植の普及啓発、並びに献血の推進事業を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
骨髓ドナー登録会回数	単位	目標	12	12	12	12	12	12
	回	実績	13	12				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
骨髓ドナー登録者数	単位	目標	80	80	80	65	65	65
	人	実績	92	49				
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白血病等の血液疾患に対する有効な治療法として、骨髓移植や末梢血幹細胞移植があります。年間で少なくとも2,000名の患者が提供を待っていますが、移植のためには白血球の型が一致しなくてはならず、しかも非血縁者の間では一致する確率が数百から数万分の一であり、提供者の数は伸び悩んでいます。このためドナー登録に関する啓発活動や骨髓提供者への助成金の交付を行い、市民に骨髓移植に関する知識や情報の普及啓発を図ります。</li> <li>・かながわ健康財團アイバンク・臓器移植推進本部の事業を後援し、補助金を交付することにより、市民の臓器移植に関する関心を高め、知識や情報の普及啓発を図ります。</li> <li>・血液は人工的に作り出すことも一長期間の保存もできません。多くの疾病治療に必要な血液を確保するためには、献血が唯一の手段です。そのための知識や情報を提供して献血の普及啓発を図るとともに、市庁舎において献血を開催し、血液の確保を図ります。</li> </ul>							
背景・課題	骨髓・末梢血幹細胞を提供できる年齢は20歳以上55歳以下であり、骨髓提供者数が伸び悩む中で若年層への働きかけが重要です。							
根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨髓バンク事業の推進について（平成3年12月18日健医発第1462号厚生省保健医療局長通知）</li> <li>・移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）</li> <li>・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）</li> <li>・臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）</li> </ul>							
根拠・データ等	<p>・骨髓ドナー新規登録者数【実績推移】            【全国】 令和3年度：32,371人 令和4年度：34,507人 令和5年度：37,112人 令和6年度：35,828人            【神奈川県】 令和3年度：2,635人 令和4年度：2,655人 令和5年度：2,972人 令和6年度：2,665人</p> <p>・献血者数【全血献血実績推移】            【神奈川県】 令和3年度：212,410人 令和4年度：214,382人 令和5年度：218,333人 令和6年度：221,457人</p>							
事業スケジュール	<p>(1)骨髓移植等普及推進事業            ・事業経緯            昭和44年度：事業開始            令和元年度：骨髓移植ドナー助成金交付事業開始</p> <p>・令和8年度事業スケジュール            骨髓ドナー登録会：市庁舎で8回（4月、7月、10月、1月に各2回）            市営地下鉄立場駅前1回、区役所等3回            骨髓移植ドナー助成金交付事業（通年）</p> <p>(2)献血推進事業            ・事業経緯            昭和44年度：事業開始            令和8年度事業スケジュール            4、7、10、1月（各2回、計8回）：市庁舎で献血の実施</p>							
事業開始年度	昭和44年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 骨髓移植等普及推進事業	5,094	5,094	0	
	2 献血推進事業	120	120	0	

細事業合計	5,214	5,214	0
-------	-------	-------	---

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 石津 雄一郎	係長 有岡 侑希	
--	--------------	-------------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4		
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策群番号	03	施策群番号	05
事業名称	地域保健推進事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	5,337	0	0	0	0	5,337
令和7年度	5,467	0	0	0	0	5,467
増▲減	▲130	0	0	0	0	▲130

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	6,428	9,212	5,337	5,337
	市債+一般財源	6,368	9,194	5,337	5,337
決算	事業費	3,766	8,049		
	市債+一般財源	3,766	8,030		

事業概要 (アクティビティ)	市民の健康の保持増進や公衆衛生の向上を目的とした施策を推進します。また、課全体の事務的経費を計上します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	近年の新たな健康問題や環境リスク等に対し、公衆衛生行政の向上を目的とし、様々な施策を推進します。 ・近年、気温が30℃以上となる日が増え、熱中症へのリスクが高まっていることを踏まえ、熱中症予防の普及・啓発に取り組みます。							
背景・課題	世界的な気候変動やヒートアイランド現象等の影響で、熱中症等の健康リスクが高まる傾向にある中、熱中症対策の更なる普及啓発が必要です。							
根拠法令・方針決裁等	健康増進法、気候変動適応法							
根拠・データ等	地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針 (H27.3.27 厚生労働省告示第185号) 横浜市における各年度の「日最高気温の月平均値 (°C)」 出典：気象庁ホームページ( <a href="https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s3.php?prec_no=46&amp;block_no=47670&amp;year=&amp;month=&amp;day=&amp;view=a2">https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s3.php?prec_no=46&amp;block_no=47670&amp;year=&amp;month=&amp;day=&amp;view=a2</a> ) 令和7年 6月 (28.8°C)、7月 (32.5°C) 令和6年 6月 (27.6°C)、7月 (33.1°C)、8月 (33.7°C) 令和5年 6月 (27.2°C)、7月 (32.9°C)、8月 (33.7°C) 令和4年 6月 (27.1°C)、7月 (31.0°C)、8月 (31.5°C)							
事業スケジュール	・事業経緯 昭和57年度：事業開始 平成24年度：熱中症予防啓発事業開始 ・令和8年度事業スケジュール 5月～9月：チラシ等の配布 7月～9月：市営地下鉄車内での映像広告、みなとみらい線のホームドアビジョンでの映像広告							
事業開始年度	昭和57年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 熱中症予防啓発事業	2,950	3,012	▲62	動画作成完了に伴う減
	2 その他事務経費	2,387	2,455	▲68	役務費等の実績にもとづく減
	細事業合計	5,337	5,467	▲130	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	石津 雄一郎	係長	有岡 侑希	
--	----	--------	----	-------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8
歳出予算科目	一般会計	7 款 6 項	2 目	政策群番号	03	施策群番号 05
事業名称	公害健康被害補償・環境保健事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	467,900	26,699	0	428,708	0	12,493
令和7年度	481,490	31,392	0	443,096	0	7,002
増▲減	▲13,590	▲4,693	0	▲14,388	0	5,491

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	530,379	506,498	467,284	467,284	467,284
市債+一般財源	5,349	4,571	11,978	11,978	11,978
決算 事業費	446,551	488,637			
市債+一般財源	3,016	3,025			

事業概要 (アクティビティ)	公害健康被害者に対して各種給付事業や、療養指導などの公害保健福祉事業を実施します。市民に対して講演会などの環境保健事業や、環境省からの委託による環境保健サーベイランス調査等各種事務を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 10年度 11年度							
公害健康被害被認定者の障害の程度の見直しの件数	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100	100	100	100	100
事業指標② (アウトカム)	年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 10年度 11年度							
公害健康被害被認定者の障害の程度について維持もしくは降級	単位	目標	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
	%	実績	99.0	100	100	100	100	100
事業目的	法定受託事務として、各扶助事業等の法による事業を行います。これにより、公害健康被害者及びその遺族に対する安定的な補償が期待されます。市民に対して相談会や講座の開催、福祉保健センターに対しそん息等に係る医療機器整備を行い、環境汚染による健康被害を予防し健康の確保を図ります。環境省からの委託により、本市で対象地域となっている鶴見区について、所定の質問票による呼吸器症状等の健康調査を実施します。							
背景・課題	法定受託事務として、各扶助事業等の法による事業を行います。これにより、公害健康被害者及びその遺族に対する安定的な補償が期待されます。市民が環境汚染の影響による健康被害について正しく理解し、対処法などの知識・技術を取得することで予防策を身につけ、身体を健康な状態に保つことに繋がります。環境省からの委託により、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずることを目的としています。							
根拠法令・方針決裁等	公害健康被害の補償等に関する法律 横浜市公害健康被害者救済要綱 横浜市公害健康被害補償事業及び環境保健事業に伴う文書料等の請求に関する要綱 ・方針に関する決裁有(昭和46年)							
根拠・データ等	昭和46年以来の本市の認定患者の総数は1,579人（市規則認定者を含む） 令和7年3月末時点の本市の認定患者の総数は318名（市規則認定者を含む）（市内：201名 市外：117名） 障害等級別患者数 特級・1級：0名 2級：13名 3級：266名 等級外等：39名							
事業スケジュール	昭和46年 横浜市独自「救済条例」にて公害健康被害に関する補償を開始 昭和49年 「横浜市公害健康被害者救済要綱」において市長の権限にて公害保健福祉事業の実施 昭和62年 公害健康被害の補償等に関する法律施行 昭和63年 健康相談事業、医療機器整備事業開始 平成8年 機能訓練事業開始 環境保健サーベイランス3歳児調査事業開始 平成16年 環境保健サーベイランス6歳児調査事業開始 平成18年 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿健康被害者の救済給付業務を開始 それに伴い、各種申請、請求書類の進達、健康状態等相談業務も開始							
事業開始年度	昭和46年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 公害健康被害補償事業	457,728	471,776	▲14,048	実績による扶助費の減
2 公害保健福祉事業	1,470	1,479	▲9	患者数減少に伴う減	
3 公害健康被害予防事業	5,792	5,393	399	委託内容変更による増	
4 環境保健サーベイランス調査等	2,910	2,842	68	会計年度報酬改定による増	

細事業合計	467,900	481,490	▲13,590
-------	---------	---------	---------

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 石津 雄一郎	係長 田辺 恵美	
--	--------------	-------------	--